

牛久市消防団第2(下町)分団

契約の成立について考えよう！



私のまちの消防団

牛久市消防団では、
団員を募集しています！
詳しくは交通防災課まで
問 交通防災課 ☎内線1682、1683



牛久市消防団第2(下町)分団

団員数：23人 平均年齢：40歳
分団長：雑賀 信后 部長：箭内 裕志

下町分団は、平成27年度に6人の新入団員があったことで、一気に若返りが図られ、全体的に活気ある分団だと思えます。私たちは、火事や災害発生時に地元の人たちから頼りにされる存在となれるように、牛久市消防団の全体訓練のほか、牛久地区の7つの分団が集まり、稲荷川の水を汲み上げて放水する実践的な訓練を、年2回行っています。また、毎年12月から2月までの3カ月間は、第1分団(上町)と協力して、ほぼ毎晩、担当区域の夜回りをを行い、さらに行政区から

の要請を受けて、地域の防災訓練等にも参加しています。

消防団はボランティアとしての活動ではありませんが、火災時に迅速に現場に駆けつけられる体制づくりを強化し、地域の方々へ消防団が持っている安心感を持ってもらえるよう活動していきたいと考えています。

最後に、大災害が起これば、消防署、消防団だけでは対応しきれません。地域の方々には、日ごろから、自分の家・家族は自分で守るという意識を大切にしたいと思っています。

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

消費生活の窓

問題
次の中で契約が成立しているのはどれでしょう？

- ① 印鑑を忘れ、契約書に拇印を押した。
- ② 店の人に「おいしいうちの二はいいか？」「買います」と言われた。
- ③ 電話で寿司を5人前注文したが、まだ商品は配達されず、代金も支払っていない。
- ④ 気に入った指輪をみつけ、口頭で買う約束をしたが、契約書は交わしていない。
- ⑤ 飛行機のチケットをインターネットで予約した。

回答
①～⑤は全て契約が成立しています。

解説

契約は「契約自由の原則」により契約の内容が公序良俗に反しない限り、当事者間で自由に決められます。口頭であっても、印鑑を押していなくても、契約は成立します。

契約書は契約の内容を確認するために作成するもので、特定の取引を除き法律で義務付けられているわけではありません。一旦契約が成立するとお互いにその内容に拘束され、原則として一方的な理由では無条件での解約はできません。契約をするには慎重な判断が必要です。

